

協議事項2 私立専修学校設置認可等審査基準の一部改正について

新旧対照表(案)

改正前	改正後
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(校地等)</p> <p>第8条 設置基準第45条に規定する校地等(以下「校地」という。)は、負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。ただし、<u>借用にあつては教育上支障がないことが確実に認められる場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>国又は地方公共団体からの借用であること。</u></p> <p>(2) <u>借地借家法(平成3年法律第90号)の規定による借地権が設定され、当該借地権が登記されていること。</u></p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(設置に係る資金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額(利息を含む。)が、年間事業活動収入の20%以内であること。ただし、<u>第6条第1項のただし書及び第7条第1項のただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、各年度の償還額(利息を含む。)と賃借料の合計額が、年間事業活動収入の20%以内であることを要する。</u></p> <p>2 <u>校地又は校舎の取得に係る前項の負債</u>に関しては、<u>第6条及び第7条の規定にかかわらず、校地又は校舎に抵当権を設定することができる。</u></p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(校地等)</p> <p>第8条 設置基準第45条に規定する校地等(以下「校地」という。)は、負担付き(担保に供されている等)又は借用であってはならない。ただし、<u>特別の事情があり、かつ、教育上支障がないことが確実に認められた場合は、この限りではない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第9条～第11条 (略)</p> <p>(設置に係る資金)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 負債に係る償還計画において、各年度の償還額(利息を含む。)が、年間事業活動収入の20%以内であること。ただし、<u>第8条ただし書及び第9条第1項ただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、各年度の償還額(利息を含む。)と賃借料の合計額が、年間事業活動収入の20%以内であることを要する。</u></p> <p>2 校舎の取得に係る前項の負債に関しては、<u>第9条の規定にかかわらず、校舎に抵当権を設定することができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(運用資金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第6条第1項</u>のただし書及び<u>第7条第1項</u>のただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、次に掲げる運用資金を保有しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第14条～第19条 (略)</p>	<p>(運用資金)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>第8条</u>ただし書及び<u>第9条第1項</u>ただし書の規定により、校地及び校舎の両方又は校地若しくは校舎のいずれかを借用する場合は、次に掲げる運用資金を保有しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>第14条～第19条 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この基準は、令和6年 月 日から施行する。